①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																				
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	1、就学援助制度の周知方法														2、就学援助の申請方法					
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施有無		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア、教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ、自治体の広報誌等に制度を記載	ウ、就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ、就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ、学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ、入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ、毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク、民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ、その他→（２）		ア、教職員向け説明会を実施している	イ、教職員向け説明会を実施していない		ア、学校から希望者に申請書を配布	イ、教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ、学校か全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ、教育委員会か全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ、その他→（２）	
43	43	43	43	42	41	0	32	19	9	12	11	27	32	0	11	11	14	29	19	34	19	9	1	4	4
兵庫県	神戸市	学校経営支援課　学事計画係	078-322-5763	edu-gakuji@office.city.kobe.lg.jp	http://www.city.kobe.lg.jp/child/scholarship/enter/		○			○		○	○				○		・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・外国語の申請書を作成		○	○				
兵庫県	姫路市	教育委員会事務局　学校教育部　学校指導課	079-221-2762	gakuji@cicy.himeji.lg.jp	http://www.city.himeji.lg.jp/s110/2212766/_26977.html			○				○	○					○		○						
兵庫県	尼崎市	教育委員会事務局　学事課	06-4950-5671	ama-gakumu@city.amagasaki.hyogo.jp	http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/mamabu/school/primary/100shuen.html		○			○		○	○				○			○						
兵庫県	明石市	明石市教育委員会事務局総務課	078-918-5054	ed-somu@city.akashi.lg.jp	http://www.edi.akashi.hyogo.jp/kyoiku/		○	○				○	○				○			○	○					
兵庫県	西宮市	教育委員会　学事課	0798-35-3851	k_gakuji@nishi.or.jp	https://www.nishi.or.jp/kosodate/kyoiku/shogakukin/SYUUSYOU.html		○	○	○		○	○	○					○	各学校で全児童生徒に申請書を配布			○				
兵庫県	洲本市	洲本市教育委員会　学校教育課	0799-22-6266	gakkyou@city.sumoto.lg.jp	https://www.city.sumoto.lg.jp/soshiki/33/1103.html		○					○	○				○		援助対象となる年間所得、各費目の援助額の記載	○						
兵庫県	芦屋市	芦屋市教育委員会　管理部　管理課	0797-38-2085		http://www.city.ashiya.lg.jp/kanri/shoureihi_02.html		○	○		○		○	○				○					○				
兵庫県	伊丹市	学校教育部学事課	072-784-8086	ed-gakko@city.itami.lg.jp	http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/EDGAKO/GAKUZI/SYUGAKUEN/138667336027 0.html		○	○		○	○	○	○				○		目につきやすいよう、案内周知チラシに使用する紙には色付きを使用している。	○						
兵庫県	相生市	相生市教育委員会管理課	0791-23-7142	kyoikukanri@city.aioi.lg.jp	http://www.city.aioi.lg.jp/		○								○	自治体の広報誌に就学支援制度パンフレットを折込み、全世帯へ制度を周知している。		○		○						
兵庫県	豊岡市	教育委員会　こども教育課	0796-23-1451	kodomokyouiku@city.toyooka.lg.jp	https://www.city.toyooka.lg.jp/kosodate/teate/1006668.html		○	○	○	○								○	新入学用品費の入学前支給を周知するため、就学時健診時に制度チラシを保護者に配布	○	○					
兵庫県	加古川市	加古川市教育委員会教育総務部学務課	079-427-9343	gakumu@city.kakogawa.lg.jp	http://www.city.kakogawa.lg.jp/kosodatekyoiku/kosodatekyoiku/147364561116 8.html		○	○	○				○					○		○	○					
兵庫県	赤穂市	教育委員会事務局総務課	0791-43-6857	kyosoumu@city.ako.lg.jp	http://www.city.ako.lg.jp/edu/soumu/syuugakuenjyo/nyuugakumaesikyuu.html							○	○		○	2月（児童扶養手当等受給者）、5月（全保護者）、就学前健康診断（小学新1年生）に制度案内を配布		○	年間所得の目安額等を記載			○				
兵庫県	西脇市	教育委員会事務局教育総務課	0795-22-3111	kyouiku@city.nishiwaki.lg.jp	http://www.city.nishiwaki.lg.jp/		○	○					○					○	世帯の年間合計所得の基準額を記載している。	○	○					
兵庫県	宝塚市	宝塚市教育委員会学事課	0797-77-2366	m-takarazuka0111@city.takarazuka.lg.jp	http://www.city.takarazuka.hyogo.jp		○			○	○		○					○		○						
兵庫県	三木市	三木市教育委員会教育振興部学校教育課	0794-82-2000（内線3654）	gakko@city.miki.lg.jp	http://www.city.miki.lg.jp/		○	○					○				○			○	○					
兵庫県	高砂市	教育部学校教育室学務課	079-443-9053	tact7510@city.takasago.lg.jp	http://www.city.takasago.lg.jp		○	○					○					○	・毎年５月中旬に各学校を通じ全児童生徒にチラシ兼申込書を配布 ・教育委員会から転入者には必ず就学援助制度について説明しチラシ兼申請書を渡し、申請要件に該当している場合は転入時に申請書を記入し提出してもらっている。			○				
兵庫県	川西市	川西市教育委員会事務局教育推進部学務課	072-740-1256	kawa0156@city.kawanishi.lg.jp	http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/kodomo/1000803/shugaku_enjyo.html		○		○			○	○				○		・援助対象となる年間所得の目安等を記載 ・転入者には必ず学校から就学援助制度を説明している	○						
兵庫県	小野市	教育指導部　学校教育課	0794-63-2409	gakko@city.ono.hyogo.jp	http://www.city.ono.hyogo.jp/			○				○	○					○		○						
兵庫県	三田市	学校教育部学校教育課	079-559-5136	kkyoik_u@city.sanda.lg.jp	https://www.city.sanda.lg.jp/kyouiku/shuugakuenjo/shuugakuennjo.html		○		○	○		○	○					○	目につきやすいタイトルや平易な文面の使用。援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額や年間総援助額の記載、転入者には必ず就学援助制度を説明	○	○					
兵庫県	加西市	加西市教育委員会　学校教育課	0790-42-8772	gakko@city.kasai.lg.jp	http://www.city.kasai.hyogo.jp/01kura/07kyoi/03shug02.htm		○	○	○	○			○		○	就学援助申請受付時期に、各学校で全児童生徒に案内文書及び申請書類を配布	○		・転入時の就学手続の際に、全ての保護者に就学援助制度の説明をしている。 ・就学時健診・就学通知発送の際に、就学援助制度の案内文書を同封し、広く周知している。 外国籍児童生徒の保護者へは、外国語に翻訳した文書を配布している。			○				
兵庫県	丹波篠山市	兵庫県丹波篠山市教育委員会事務局学事課学事係	079-552-5714	gakuji_div@city.city.sasayama.hyogo.jp	https://www.city.tambasasayama.lg.jp/soshikikarasagasu/gakujika/4951.html		○			○			○					○		○						
兵庫県	養父市	養父市　教育委員会　学校教育課	079-664-1627	gakkoukyouiku@city.yabu.lg.jp	http://www.city.yabu.hyogo.jp/5674.htm		○				○							○		○	○					
兵庫県	丹波市	丹波市教育委員会　学事課	0795-70-0880	gakuji@city.tamba.lg.jp	https://www.city.tamba.lg.jp/site/kyouiku/		○				○	○	○					○	・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・児童扶養手当面談時に児童扶養手当担当者から就学援助制度の周知	○	○					
兵庫県	南あわじ市	南あわじ市教育委員会学校教育課	0799-43-5231	gakkou_kyouiku@city.minamiawaji.hyogo.jp	http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/				○			○	○					○		○						
兵庫県	朝来市	朝来市教育委員会事務局　学校教育課	079-672-4930	gakkoukyoiku@city.asago.lg.jp	http://www.city.asago.hyogo.jp/kyoiku/0000000747.html		○	○			○	○			○	就学時健康診断の際に健康診断会場で教育委員会から就学援助制度の書類を配布		○	・就学援助制度のチラシを色紙にし、目につきやすくしている。 ・社会福祉課で児童扶養手当の申請に来られた方に周知している。 ・転入者には学校から就学援助制度を説明してもらっている。	○	○				○	前年度認定児童生徒の保護者に教育委員会から申請書を配布
兵庫県	淡路市	淡路市教育委員会　学校教育課	0799-64-2519	awaji_gakkou@city.awaji.lg.jp	http://cms.city.awaji.lg.jp/soshiki/gakkou/25337.html		○				○	○	○					○		○	○		○			
兵庫県	宍粟市	教育総務課	0790-63-3121	kyoikusomu-ka@city.shiso.lg.jp	https://www.city.shiso.lg.jp/							○	○					○		○						
兵庫県	加東市	教育委員会教育振興部教育総務課	0795-43-0540	kyoiku-somu@city.kato.lg.jp	http://www.city.kato.lg.jp/index.html		○					○	○				○							○	学校を通じて、全児童生徒もしくは保護者に制度のチラシと申請書を配布
兵庫県	たつの市	教育委員会事務局教育管理部学校教育課	0791-64-3179	gakkokyoiku@city.tatsuno.lg.jp	http://www.city.tatsuno.lg.jp/gakkokyoiku/shuugakushien.html		○					○						○		○	○					
兵庫県	篠名川町	篠名川町教育委員会事務局教育振興課	072-766-6000	kyoikushinko@town.inagawa.lg.jp	http://www.town.inagawa.lg.jp/kosodate/school/gakko_kyouiku/1512634783621.html		○	○							○	毎年度6月頃に学校で修学支援制度の書類を配布		○		○		○				
兵庫県	多可町	多可町教育委員会　教育総務課	0795-32-2384	kyoikusomu@town.taka.lg.jp	https://www.town.taka.lg.jp/		○	○			○	○	○		○	福祉担当課からの案内（児童扶養手当申請面談）	○		・小学校での入学説明会で制度の案内。 ・毎年度２回全保護者にチラシ配布。 ・児童扶養手当申請面談時や状況調査時に案内。 ・学校給食費の納付状況により個別案内。	○	○					
兵庫県	稲美町	教育政策部教育課教育係	079-492-9149	kyouiku@town.hyogo-inami.lg.jp	http://www.town.hyogo-inami.lg.jp/contents_detail.php?co=kak&frmId=4229		○			○			○				○			○						
兵庫県	播磨町	教育総務グループ	079-435-0533	kyoikusoumu@town.harima.lg.jp	https://www.town.harima.lg.jp/		○	○							○	6月1日から申請の受付を開始するため、5月末に学校を通じて全児童・生徒に制度案内を配布	○		就学援助の制度案内チラシは、目立つように色紙上質紙（毎年同じ色で統一）を使用している。	○	○					
兵庫県	市川町	市川町教育委員会　教育課	0790-26-0001	kanri@town.ichikawa.lg.jp								○	○		○	民生児童委員会定例会で制度を周知		○	説明会は実施していないが、各校の担当教員には保護者に周知した文書を配布している。		○	○				
兵庫県	福崎町	福崎町学校教育課	0790-22-0560	kyouiku@town.fukusaki.lg.jp	http://town.fukusaki.hyogo.jp							○	○					○	漢字には振り仮名を付記	○	○					
兵庫県	神河町	神河町教育課　学校教育係	0790-34-0212	kyouiku@town.kamikawa.hyogo.jp	http://www.town.kamikawa.hyogo.jp		○					○	○					○		○	○					
兵庫県	太子町	教育委員会　管理課	079-277-1016	kanri@town.hyogo-taishi.lg.jp	http://www.town.hyogo-taishi.lg.jp		○	○							○	・毎年度、入学説明会で制度を保護者へ説明 ・毎年度、民生児童委員会にて制度を説明		○	援助対象となる年間所得の目安額等を記載、各費目の援助額の記載、申請書の記入例を記載	○	○				○	前年度就学援助申請のあった世帯すべてに申請書等案内文書を郵送
兵庫県	上郡町	教育総務課	0791-52-2911	syakai@town.kamigori.lg.jp	http://www.town.kamigori.hyogo.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=11786		○	○		○	○	○	○					○	各費目の援助額、対象となる要件、申請方法を記載している	○						
兵庫県	佐用町	教育委員会事務局教育課企画総務室	0790-82-2424	kyoi-somu@town.sayo.lg.jp	http://www.town.sayo.lg.jp/cms-sypher/www/section/detail.jsp?id=33						○				○	毎年12月頃に学校で就学援助制度の書類を配布	○			○						
兵庫県	香美町	教育委員会　こども教育課	0796-94-0101	kodomokyouiku@town.mikata-kami.lg.jp	http://www.town.mikata-kami.lg.jp/www/toppage/0000000000000/APM03000.html		○					○						○		○						
兵庫県	新温泉町	こども教育課	0796-82-5627	kodomokyoiku@town.shinonsen.lg.jp				○	○	○	○	○	○					○		○	○	○				
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合	南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会学校教育課	0799-43-5231	gakkou_kyouiku@city.minamiawaji.hyogo.jp	http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/				○			○	○					○		○						
兵庫県	播磨高原広域事務組合	播磨高原広域事務組合 教育委員会　教育総務課	0791-58-0435	kyoiku@harimakogen.jp	http://www.harimakogen.jp/										○	当組合の所管する小中学校については、数も生徒数も小なく、家庭訪問、保護者懇談等により児童・生徒の状況を把握できるため、個別にて対応している。		○							○	当組合の所管する小中学校については、数も生徒数も小なく、家庭訪問、保護者懇談等により児童・生徒の状況を把握できるため、個別にて対応している。

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																							Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																			（２）ソ、タ、チを選択した場合	（３）ツを選択した場合				
		ア、生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ、市区町村民税の非課税	ウ、市区町村民税の減免	エ、国民年金保険料の免除	オ、国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ、児童扶養手当の支給	キ、保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク、P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ、個人の事業税の減免	コ、固定資産税の減免	サ、学校納付金の納付状態が悪い者、就学、給食等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由していると教育で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ、経済的な理由による欠席日数が多い者	ス、保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ、生活福祉資金による貸付け	ソ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ、生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を参照して額を定めているもの）→（２）係数	チ、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額、又は同基準額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	ツ、市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ、その他→（４）	生活保護基準額に掛ける係数（倍率）	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率）	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
																					倍	倍				
43	43	25	20	18	17	16	29	9	2	13	15	3	3	9	13	10	25	4	0	13	38	1	14	3		
兵庫県	神戸市						○										○			○	1.2		失業等による所得の減少		20%未満	20%未満
兵庫県	姫路市	○															○				1.3				15%未満	15%未満
兵庫県	尼崎市	○					○										○	○			1.4				25%未満	25%未満
兵庫県	明石市	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○		○			○	1.3		経済的な理由によって就学が困難となる事情がある。（例：保護者の死亡や生計維持者の失業等により世帯収入が激減した場合等）		15%未満	15%未満
兵庫県	西宮市		○	○	○	○	○			○	○					○				○	1		失業中の方について、その者の所得を０円として計算した際、（２）に該当するかを審査する		15%未満	15%未満
兵庫県	洲本市	○	○	○	○	○	○			○	○				○		○				1.3				15%未満	15%未満
兵庫県	芦屋市						○										○			○	1.4		主となる生計維持者が失業中である場合		15%未満	10%未満
兵庫県	伊丹市	○	○	○	○		○	○							○	○					1.16				20%未満	20%未満
兵庫県	相生市											○	○	○											5%未満	5%未満
兵庫県	豊岡市															○					1.3				25%未満	15%未満
兵庫県	加古川市																○			○	1.2		特別な事情（失業中・被災など）がある世帯について就学援助審査会で認定となる者。		15%未満	15%未満
兵庫県	赤穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	1.25		民生委員が就学援助を必要と認める場合		15%未満	15%未満
兵庫県	西脇市													○			○			○	1.25		保護者の死亡、長期療養、失業等		15%未満	20%未満
兵庫県	宝塚市		○				○													○			生計を同一にする家族の所得を合算し、市が定めた「準用保護児童生徒の認定に係る所得基準額表」の「家族人数」別の「総所得金額」以下の所得である場合、認定とする。		15%未満	15%未満
兵庫県	三木市	○	○				○										○				1.3		特段の事情がある者	特段の事情があり、就学させることが困難であると教育委員会が特に認めた者	20%未満	15%未満
兵庫県	高砂市	○					○										○				1.25				20%未満	20%未満
兵庫県	川西市																○			○	1.25		世帯の前年所得金額が認定基準の倍額以下でかつ世帯の前年所得金額に比べてその翌年の見込み所得金額が半額以下の場合		15%未満	15%未満
兵庫県	小野市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○			○			1.2				15%未満	15%未満
兵庫県	三田市						○										○				1.34				10%未満	10%未満
兵庫県	加西市						○										○				1.25				15%未満	15%未満
兵庫県	丹波篠山市	○					○										○			○	1.3		生計維持者の死亡または長期療養が必要になった場合など		20%未満	20%未満
兵庫県	養父市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.3				10%未満	10%未満
兵庫県	丹波市						○										○				1.5				15%未満	15%未満
兵庫県	南あわじ市	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			世帯の前年度所得額が所得限度額以下の世帯。所得限度額は児童扶養手当に準じる。		20%未満	20%未満
兵庫県	朝来市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○			○			1.3				15%未満	10%未満
兵庫県	淡路市																○				1.3				10%未満	10%未満
兵庫県	宍粟市	○	○	○			○										○				1.5				10%未満	10%未満
兵庫県	加東市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○			○	1.2		教育委員会と校長または民生委員が協議し、必要と認めたもの（失業・長期入院等による収入減少）		20%未満	20%未満
兵庫県	たつの市	○												○		○					1.5				10%未満	10%未満
兵庫県	佐名川町						○										○				1.5				10%未満	10%未満
兵庫県	多可町	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.25				15%未満	15%未満
兵庫県	稲美町																	○			1.2				15%未満	15%未満
兵庫県	播磨町	○															○				1.15				15%未満	15%未満
兵庫県	市川町															○					1.2	1.2			15%未満	10%未満
兵庫県	福崎町																○				1.2			まず当該年度の算定基準額で判定作業を行い、その結果不可となった場合は平成２５年度の算定基準額で再度判定作業を行い認定の可否を決定している。	10%未満	10%未満
兵庫県	神河町	○	○	○	○	○	○							○			○				1.2				15%未満	15%未満
兵庫県	太子町																○				1.4				10%未満	10%未満
兵庫県	上郡町	○	○	○	○	○	○	○		○	○														10%未満	10%未満
兵庫県	佐用町	○	○	○	○	○	○		○		○		○	○	○	○					1.3				10%未満	5%未満
兵庫県	香美町	○	○	○	○	○	○				○			○	○		○				1.3				10%未満	10%未満
兵庫県	新温泉町	○	○	○	○	○	○			○	○					○					1.3				10%未満	10%未満
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合	○	○	○	○	○	○			○	○				○					○			世帯の前年度所得額が所得限度額以下の世帯。所得限度額は児童扶養手当に準じる。		20%未満	20%未満
兵庫県	播磨高原広域事務組合	○												○		○					1.5			構成市町であるたつの市の教育委員会内規を準用している	0%	0%

| ①都道府県 | ②市区町村名 | Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 | | |

| ①都道府県 | ②市区町村名 | Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額
２．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）
（１）　費目毎の援助額 | | |

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ　その他																						Ⅵ　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況										2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2）　クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるものの全てに○）											（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して、学用品等の取組に関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して、他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
43	43	5	2	3	6	12	1	24	3	5	0	0	0	0	1	2	0	2	1	3	4	0	0
兵庫県	神戸市					○	○																
兵庫県	姫路市				○	○																	
兵庫県	尼崎市							○															
兵庫県	明石市								○	各校の学用品（副教材も含む）の把握（金額等）									○				
兵庫県	西宮市							○															
兵庫県	洲本市							○										○					
兵庫県	芦屋市	○																					
兵庫県	伊丹市							○															
兵庫県	相生市							○															
兵庫県	豊岡市		○	○																○	修学旅行用カバンの貸し出し		
兵庫県	加古川市							○												○	経済的理由によりランドセルや制服など入学に必要な物品等の準備に困ることがないよう、「入学準備金」を入学前に支給する。		
兵庫県	赤穂市					○																	
兵庫県	西脇市							○															
兵庫県	宝塚市							○															
兵庫県	三木市							○															
兵庫県	高砂市	○				○			○	一般学用品（学校指定でない物）については、保護者等の選択ができるようにしている													
兵庫県	川西市							○															
兵庫県	小野市				○	○																	
兵庫県	三田市							○															
兵庫県	加西市							○															
兵庫県	丹波篠山市							○								○							
兵庫県	養父市								○	制服やスキーウエアーの交換等													
兵庫県	丹波市							○															
兵庫県	南あわじ市	○			○	○																	
兵庫県	朝来市							○															
兵庫県	淡路市							○															
兵庫県	宍粟市							○															
兵庫県	加東市					○																	
兵庫県	たつの市							○															
兵庫県	佐名川町							○															
兵庫県	多可町	○								文化祭等で、PTA事業としてバザーを行っている。													
兵庫県	稲美町							○															
兵庫県	播磨町							○															
兵庫県	市川町		○	○						卒業生の制服、カバン、上履き等の貸し出し、無償給与を行っている。					○	○					教委から卒業する小学生の保護者へランドセルの寄付を募り、希望する者へ無料で提供している。 新入学者へ一律一万円の体操服購入助成金を支給している。		
兵庫県	福崎町				○	○																	
兵庫県	神河町			○																			
兵庫県	太子町					○																	
兵庫県	上郡町					○												○					
兵庫県	佐用町							○												○	子育て支援券（副教材相当額）の配布　小学校15,000円/年　中学校30,000円/年 保護者負担給食費半額助成　小学校2,100/月　中学校2,300/月		
兵庫県	香美町							○															
兵庫県	新温泉町				○	○																	
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合	○			○	○																	
兵庫県	播磨高原広域事務組合							○															